

## 独立行政法人会計基準 新旧対照表（案）

## 1. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえた会計基準改訂案

## ① 運営費交付金の収益化基準の見直し及び行政執行法人創設に伴う見直し

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。	修正なし	
2 運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする。	<p>2 運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、<u>「業務達成基準」によって収益化を行うこと（業務の進行に応じて収益化を行うこと）を原則ものとする。</u></p> <p><u>本基準上の業務とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、費用の管理が行われている単位とする。具体的には、金融業務を行う法人においては、審査、回収といった事務の観点あるいは融資の種別の観点から、人材育成業務を行う法人においては、研修、他機関との連携などの事務の観点あるいは、育成プログラムの種類の観点から中期目標等における一定の事業等のまとまりを細分化して設定される。</u></p> <p><u>なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活動は、「業務」には含めない。</u></p>	<p>【変更点】</p> <p>○中期目標→中期目標等（P）</p> <p>理由：新しい法人類型が創設されることに伴い、年度目標と中長期目標を含む表現とする。ただし、会計基準全体の整合性を考慮する必要があるため、表現は再度検討する。</p> <p>○「原則」の明文化</p> <p>理由：閣議決定を踏まえた記載。会計基準で「業務達成基準」を「原則」と明記。</p>

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
新設	<p><u>3 独立行政法人は、業務達成基準（運営費交付金を業務の進行に応じて収益化する方法）によるために、一定の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。（注解●）</u></p>	<p>【変更点】</p> <p>○業務達成基準の原則を徹底させるため、一定の業務等と運営費交付金の対応関係を明確にする必要があることを基準本文に記載した。</p>
<p>3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。</p>	<p><u>4-3 運営費交付金債務は、次の中期目標等の期間に繰り越すことはできず、中期目標等の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。</u></p> <p><u>なお、行政執行法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることになる。</u></p>	<p>【変更点】</p> <p>○行政執行法人の会計処理を規定</p> <p>⇒ 従来の「中期目標」を「年度目標」と読み替えれば、行政執行法人のみの規定創設は不要と考えられるが、閣議決定で行政執行法人の会計基準を見直すこととされているため、明文化による規定。</p> <p>【備考等】</p> <p>○行政執行法人の剰余金の会計処理についても独立行政法人会計基準「第96 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分」で規定。</p>
新設	<p><u>5 中期目標等の期間の最後の事業年度（行政執行法人は毎事業年度）の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。</u></p>	<p>【変更点】</p> <p>○精算のために収益に振り替えられた金額を臨時利益として計上するための規定を新設。</p> <p>理由：通常の業務の実施によって計上さ</p>

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
		れる収益と、交付金の精算によって計上される収益とを区別するため。
4 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。	<u>6-4</u> 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。	【変更点】 ○新設事項設置に伴う号数の修正 【備考等】 ○本項目については、「たな卸資産等の資産見返負債の計上等」で再度検討
(1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、	修正なし	
ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。	修正なし	
イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。資産見返運営費交付金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価	修正なし	

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
償却相当額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替える。		
(2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。(注 60)	修正なし	
新設	<p><u>＜注●＞一定の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係の明確化について</u></p> <p><u>1 「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定)の中で、「運営費交付金はいわば「渡し切りの交付金」であり、従って、独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の用途以外の用途に充てることができるものとする」とされている。</u></p> <p><u>2 今回、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、「運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、法人に対し運営</u></p>	<p><b>【変更点】</b></p> <p>○基準において、業務等と運営費交付金の対応関係の明確化を求めているため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その趣旨</li> <li>・ 業務等の単位</li> </ul> <p>について注解を新設して明らかにする。</p>

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
	<p><u>費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す」とされていることを踏まえ、運営費交付金を適切かつ効率的に使用するためには、法人内部において業務及び管理部門の活動と運営費交付金との対応関係を明確にしておくことは当然に求められると考えられる。</u></p> <p><u>3 運営費交付金財源と対応関係を明らかにすべき業務は、原則として、業務進行状況の管理、予算、発生費用の管理が行われる最小の単位で計上することとする。</u></p> <p><u>運営費交付金財源と対応関係を明らかにすべき管理部門の活動についても、PDCA サイクル等の内部管理が機能するよう、例えば部門別などの細かい単位に細分化する。</u></p>	
<p>&lt;注 60&gt; 運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に</p>	<p>&lt;注 60&gt; 運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務</p>	<p><b>【変更点】</b></p> <p>○「原則」の明文化</p> <p>理由：閣議決定を踏まえた記載。会計基準で「業務達成基準」を「原則」と明記。</p>

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
<p>計上し、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。</p>	<p>として負債に計上し、<u>業務達成基準（業務の進行に応じて収益化する方法）により収益化を行うことを原則ものとする。</u></p>	
<p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p>	<p>2 <u>業務達成基準による（業務の進行に応じた）運営費交付金の収益化については、具体的には以下のように行うな考え方によるものとする。</u></p> <p><u>(1)業務については、運営費交付金との対応関係にある業務ごとに、年度末時点の業務の進行状況を測定し、目的が達成された（完了した）業務については運営費交付金配分額を収益化する。</u></p>	<p>【変更点】</p> <p>○業務の進行に応じた収益化の方法の明示</p>
<p><u>(1)中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。</u></p> <p>例えば、一定のプロジェクトの実施(未了のプロジェクトについて投入</p>	<p><u>(2)年度末時点において未了の業務については、運営費交付金配分額を業務の進行状況に応じて収益化させる。</u></p>	<p>【変更点】</p> <p>○業務の進行に応じた収益化の方法の明示</p>

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
<p>費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。)や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。</p>		
<p>新設</p>	<p><u>(3)独立行政法人は、業務の進行状況を客観的に測定することができるよう、客観的、定量的な指標を設定する必要がある。</u> <u>客観的、定量的な指標を設定することができない業務については、投入費用に対応して業務の進行状況を測定することになる。</u></p>	<p>【変更点】 ○客観的、定量的な指標を設定する必要があることを明記。 ○客観的、定量的な指標を設定することができない場合、投入費用に対応して業務の進行状況を測定することを明記。</p>
<p>(2) <u>上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。例えば、</u>管理部門の活動等がこれに該当する。</p>	<p><u>3 (2)上記の場合において、業務の実施管理部門の活動と運営費交付金財源とはが期間的に対応していると考えられる。場合には、そのため、管理部門の活動については、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。例えば、</u><del>管理部門の活動等がこれに該当する。</del></p>	<p>【変更点】 ○管理部門の活動に係る費用は期間進行基準によって収益化することを明記。</p>
<p>(3) <u>上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出</u></p>	<p><u>4 (3)上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支</u></p>	<p>【変更点】 ○費用進行基準が適用されるケースは限定的であることを明記。</p>

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
<p>額を限度として収益化するものとする。</p> <p>この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> <p>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、&lt;注 55&gt;「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。</p>	<p>出額を限度として収益化するものとする。</p> <p><u>業務と交付金との対応関係が示されない場合とは、中期目標等で予見することができなかった業務、例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生したが、各業務の予算、期間等が当面見積もることができないなどの限定的なケースが該当する。</u></p> <p>この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> <p>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、&lt;注 55&gt;「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。</p>	
<p>(4) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付された</p>	<p><u>5-(4)</u> 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付され</p>	



現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
<p>ことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。</p>	<p>たことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。</p>	
<p>3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。</p>	<p><del>6-3</del> 中期目標等の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標等の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。</p>	
<p>4 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。</p>	<p><del>7-4</del> 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。</p>	
<p>5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。</p>	<p><del>8-5</del> 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。</p>	
<p>6 資産見返運営費交付金を計上している</p>	<p><del>9-6</del> 資産見返運営費交付金を計上してい</p>	

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。	る固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。	

## ② 事業等のまとめりにごとに区分された情報の充実

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 43 セグメント情報の開示		
1 独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の <b>事業内容等に応じた適切な</b> 区分に基づくセグメント情報とする。	1 独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の中期目標等における一定の事業等のまとめりにごとの区分に基づくセグメント情報とする。	【変更点】 ○事業内容等に応じた適切な区分 →中期目標等における一定の事業等のまとめりにごとの区分 理由：目標設定、評価、財務情報を一体とし、財務情報の有用性を担保する。
2 開示すべき情報は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額とする。 (注39)	2 開示すべき情報は、事業収益、事業損益、総損益、行政サービス実施コスト及び当該セグメントに属する総資産額とする。(注39)	【変更点】 ○開示情報として「総損益」、「行政サービス実施コスト」の追加 理由：業績評価のための情報提供を担保するため、セグメント別「行政サービス実施コスト」を開示。セグメント別「行政サービス実施コスト」を計算するためには、セグメント別「臨時損益」を計算する必要があるため、セグメント別「総損益」を開示。
<注39> セグメント情報の開示について	<注39> セグメント情報の開示について	【変更点】

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 43 セグメント情報の開示		
<p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、<u>その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細な</u>セグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p>	<p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民、主務大臣その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p>	<p>○「主務大臣」の明文化 理由：目標設定、評価の主体は主務大臣であるため。</p> <p>○「…企業会計で求められるよりも詳細なセグメント…」→「…一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント」 理由：従来は法人の整理に委ねられていたセグメント区分が、事業等のまとまりと整合するように区分されるため。</p>
<p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p>	<p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な費用及び収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p>	<p>○「事業」の削除 理由：事業損益だけでなく、臨時損益の開示も求めるため。</p>
<p>3 セグメント <u>の区分について</u> は、<u>区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメント など、各法人において個々に定めていくこととする。</u></p>	<p>3 セグメント情報としては、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの情報のほか、施設の機能別セグメント情報、研究分野別セグメント情報など、各法人において適切と考えられるセグメント情報を追加で開示することを妨げない。</p>	<p>○セグメント区分の設定方法に関する規定 →セグメント情報の追加開示に関する規定 理由：従来は法人がセグメント区分を定めていたが、今回の改訂により、セグメント区分は事業等のまとまりと整合させるため。</p>